

番号制度の導入に伴う市内部の情報連携のための条例について

市内部における情報連携

番号法では、市内部の情報連携における特定個人情報の利用・提供については、条例の定めによることとしています。

その内容は次のとおりです。

- ①番号法別表第2（詳細は別表第2主務省令に規定）に定められている特定個人情報を庁内で情報連携する場合（条例案第4条第3項）
- ②番号法別表第2に定められている以外の特定個人情報を庁内で連携する場合（条例案第4条第2項 別表第2）
- ③市の異なる機関間で特定個人情報について情報連携する場合（条例案第5条第1項 別表第3）